

倉吉市糖尿病性腎症重症化予防事業
公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

倉吉市糖尿病性腎症重症化予防事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「国民健康保険法」（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条に基づき実施する本事業は、生活習慣病の重症化リスクの高い被保険者に対し、生活習慣改善支援により重症化リスクの軽減を図り、国民健康保険被保険者の健康寿命延伸及び医療費適正化に資することを目的とする。また、ICT を活用することにより時間や場所に拘束されずに保健事業を提供することが可能となり、その効果の最大化を目指す。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として特定する。

2 業務概要

(1) 業務名

倉吉市糖尿病性腎症重症化予防事業

(2) 業務内容

別紙「倉吉市糖尿病性腎症重症化予防事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 担当窓口

倉吉市健康福祉部保険年金課給付係 三浦

〒682-8633

鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1

電話：0858-22-8151

F A X：0858-22-2954

メール：hoken-nenkin@city.kurayoshi.lg.jp

4 提案上限額

(1) 2,145,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 25 日まで

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 公募要項の公表 | 令和6年3月29日(金) |
| (2) 質問の受付締切 | 令和6年4月12日(金) |
| (3) 質問に対する最終回答 | 令和6年4月19日(金) |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和6年4月26日(金) |
| (5) 企画提案書、見積書提出締切 | 令和6年5月10日(金) |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和6年5月16日(木) 予定 |
| (7) 最終審査結果の通知 | 令和6年5月24日(金) 予定 |
| (8) 契約締結 | 令和6年5月下旬～6月中旬 |

7 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 倉吉市の競争入札参加資格登録者名簿「健康診断・医療サービス」に登録されている者であること、又はプレゼンテーション審査日までに登録を得る見込みの者であること。
- (6) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 本プロポーザルの申し込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (9) 過去3年以内に、地方公共団体において、生活習慣病重症化予防業務の実績がある者。
- (10) 保健師、看護師または管理栄養士、理学療法士等、保健指導を行う知識及び技術を習得した者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- (11) 過去3年以内に個人情報漏洩等の事項について、判決による罰金もしくは和解金の支払いがないこと。

8 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

(ア) 提出期限 令和6年4月12日(金)午後5時

(イ) 提出書類 質問書(様式1)

(ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること

(2) 質問への回答

(ア) 回答期限 令和6年4月19日(金)午後5時

(イ) 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに、倉吉市の公式ホームページで公表する。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和6年4月26日(金)午後5時

(2) 提出書類

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) 会社概要及び保健指導実績書(任意様式)

(3) 提出物について

(ア) 参加表明書(様式2)

様式2に必要事項を記入し提出すること。

(イ) 会社概要及び保健指導実績書(任意様式)

会社概要、保健指導の実績が分かる書類を任意様式にて提出すること。

なお、保健指導の実績は、過去3年以内の主な実績を記載すること。地方公共団体における保健指導業務の実績がある場合には明記すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年5月10日(金)午後5時

(2) 提出書類

(ア) 企画提案書 正本1部、副本5部

(イ) 見積書 正本1部

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、11審査に関する事項(2)に記載された評価項目に対応するように、作成すること。

構成は問わないが、評価項目と対応がとれるように作成すること。

なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。

企画提案書の枚数に制限は設けない。

企画提案書のサイズは、日本工業規格 A 4 横型（一部 A 3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

（イ）見積書

本業務の一式についての見積りを提出すること。（任意様式）

参加人数により変動する経費と参加人数に関わらず一律にかかる経費の部分がわかるように記載すること。参加人数は 7 名で計算すること。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

（４）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

1 1 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして実施する。市が設置する審査委員が審査し選定する。

（１）審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

（ア）実施日（予定）

令和 6 年 5 月 16 日（木） 30 分間

会場等の詳細については、書面にて通知する。

（イ）使用機材

プロジェクター、スクリーンは倉吉市が準備する。

（ウ）時間配分

プレゼンテーション及びデモンストレーション 20 分間（時間配分は任意とする）

質疑応答 10 分間

（エ）最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、評価点の合計点が最も高い者とする。選考結果通知及び選考結果は、各社宛てに書面で通知する。

（オ）その他

参加者が 1 社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が 60%

以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

(2) 審査基準

各者によるプレゼンテーション等を受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1者を選定する。

番号	項目	評価項目	配点
1	本業務の理解度	本業務の基本的な考え方及び位置づけが適切に理解され、内容が適切なものであるか	10点
2	保健指導の実施方法・内容	保健指導は、対象者の参加意欲を高め、事業終了後も生活習慣の維持ができるような方法及び内容になっているか	10点
3	対象者の募集方法	対象者の募集方法については、案内文の作成等、工夫された内容になっているか	10点
4	実施体制	本提案を実現する技術力、組織力が十分に確保されているか	10点
5	個人情報管理	個人情報の取扱い、搬送、管理について、保護厳守を徹底する体制が組まれているか	10点
6	事業実績	類似業務について、他の自治体等での経験を持っており、成果が期待できるか	10点
7	価格の妥当性	提案内容と見積価格が適正か	10点
8	成果指標の設定	事業者の提案する成果指標は、事業の目的からみて適切か	10点
9	デモンストレーション	実際に事業で使用するアプリケーション、指導教材、測定機器等により成果が期待できるか ※使用するデモ機、指導教材、測定機器等を審査会場に準備し、使用方法や使用意図等を説明すること (やむを得ず準備できない場合は、画像や動画など実際の動作が分かるものでも可)	20点

1 2 その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - (エ) 参考見積額が予算上限額を超えた場合
 - (オ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (7) 審査の結果、最優秀提案者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、最優秀提案者との契約交渉が整わない場合、次点の提案者と契約交渉を行う。
- (8) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (9) 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第84条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (10) 本業務の委託料の支払いは、精算払で令和6年度末頃の支払いを予定している。
- (11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上